

尼崎市工事成績評定通知実施要領

(この要領の趣旨)

第1条 この要領は、尼崎市工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）第1条に規定する工事成績の評定に関して、その通知、説明請求及びそれに対する回答に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 前条の通知の対象とする工事は、評定要領第2条に規定する工事を対象とする。

(評定結果の通知)

第3条 資産統括局技術監理部技術監理課長（以下「技術監理課長」という。）は、当該工事の請負人に評定の結果を別に定める工事成績評定通知書により速やかに通知するものとする。

(説明請求)

第4条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日（「尼崎市の休日を定める条例（平成3年尼崎市条例第1号）第2条第1項各号に掲げる日」を含む。）以内に別に定める工事成績評定結果説明請求書により、市長に対し、評定の結果について説明を求めることができる。

(説明請求書の提出先)

第5条 前条の工事成績評定結果説明請求書の提出先は、資産統括局技術監理部技術監理課とする。

(説明請求に対する回答)

第6条 技術監理課長は、第4条の規定による説明請求を受けたときは、速やかに別に定める工事成績評定に係る説明書（回答）により回答するものとする。

2 技術監理課長は、前項の規定による回答に当たり、必要があると認めるときは、あらかじめ別に定める工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

(再度の説明請求)

第7条 前条第1項の規定による回答について不服がある者は、尼崎市競争入札の手續等に係る苦情の処理に関する要綱（平成21年10月22日実施）第6条第1項の規定による再苦情申立てをすることにより、市長に対し、再度の説明を求めることができる。

(実施の細目)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、資産統括局長が別に定める。